

公益社団法人 信和会 川端診療所

居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導重要事項説明書及び同意書

1. 公益社団法人信和会川端診療所は京都市の指定を受けた居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導事業所（事業所番号2610604080）です。居宅療養管理指導・介護予防居宅療養管理指導を行う医師は、下記の通りです。

医師 田中 義浩 山田 隆也

2. 居宅療養管理指導等のサービスは、介護保険の申請が行われ、要支援、要介護の認定を受けられた方に対して、医師が居宅を訪問して行う計画的かつ継続的な医学管理に基づき、指定居宅介護支援事業者（ケアマネージャー）、その他の事業者に対する居宅サービス計画の策定等に必要な情報提供（利用者の同意を得て行う）並びに利用者もしくはご家族に対する居宅サービスを利用する上での留意点、介護方法等についての指導及び助言を行います。

3. 居宅療養管理指導等の提供日、提供時間は原則として下記の通りです。

月曜日・火曜日・金曜日・・・13時30分～17時00分

水曜日・・・・・・・・・・9時00分～12時00分

*ただし、国民の祝日、12月29日～1月3日は休診とさせていただきます。

*なお、緊急の場合はこの限りではありません。

4. 指導を提供した場合、医療保険の費用とは別に、介護報酬に応じた利用者負担金を徴収させていただきます。なお、生活保護等公費受給者証をお持ちの方は、公費制度により負担金が補助されることもあります。利用料金は、以下の通りです。

(1) 居宅療養管理指導（Ⅰ）・介護予防居宅療養管理指導（Ⅰ）

（在宅時医学総合管理料を算定しない場合）

- ・単一建物居住者が1人・・・515円/回（月2回）
- ・単一建物居住者が2～9人・・・487円/回（月2回）
- ・単一建物居住者が10人以上・・・446円/回（月2回）

(2) 居宅療養管理指導（Ⅱ）・介護予防居宅療養管理指導（Ⅱ）

（在宅医学総合管理料を算定する場合）

- ・単一建物居住者が1人・・・299円/回（月2回）
- ・単一建物居住者が2～9人・・・287円/回（月2回）
- ・単一建物居住者が10人以上・・・260円/回（月2回）

※利用料は1割負担の金額が記載されていますが、「介護保険負担割合証」に準じた負担金となります。

5. 介護サービス等全般にかかる質問やご要望は、訪問した際または診療所窓口にお申し出ください。また、苦情申したて先は以下の通りです。

ご相談窓口	ご利用時間	連絡先
公益社団法人 信和会 川端診療所 事務長 三角 強	月～金曜 9時00分～17時00分 土曜 9時00分～12時30分	電話 075-771-6298

京都市左京区役所 健康長寿推進課	月～金曜 9時00分～17時00分	電話 075-771-4211
京都市東山区役所 健康長寿推進課	月～金曜 9時00分～17時00分	電話 075-561-9191
京都市上京区役所 健康長寿推進課	月～金曜 9時00分～17時00分	電話 075-441-5107
京都市中京区役所 健康長寿推進課	月～金曜 9時00分～17時00分	電話 075-812-2566
京都府国民健康保険団体連合会	月～金曜 9時00分～17時00分	電話 075-354-9011

6. 利用者に対するサービス提供により事故が発生した場合は、当事業所管理者に連絡するとともに、京都府、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に関わる居宅介護支援事業者等に連絡を行い、必要な措置を講じます。
7. 医師には守秘義務があり、利用者、家族様についての個人情報を外部に漏らすことはありません。ただし、このサービスの性格上、より充実した介護保険サービスを受けていただくために、サービス担当者会議の場で、また毎回の訪問時の身体状態等の情報・アドバイスをケアマネージャーその他サービス事業者へ提供いたします。

居宅療養管理指導の提供開始にあたり、利用者様に対して上記の重要事項を説明しました。

年 月 日

事業所名 公益社団法人 信和会 川端診療所
所在地 京都市左京区川端通夷川上ル新生洲町100番地
代表者 所長 田中 義浩

説明者

私は、事業所から居宅療養管理指導についての重要事項の説明を受け、サービスを受けることに同意します。また、私ならびに家族の個人情報をケアマネージャー、その他サービス事業者への情報提供、担当者会議の場で用いることに同意します。

年 月 日

利用者氏名

連絡先

住 所

家族氏名

連絡先

住 所